

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	MOE Thuzar Oo
学位	博士(法学)
学位記番号	新大院博(法)第35号
学位授与の日付	令和3年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	Environmental Protection in International Investment Law -Lessons and Suggestions for Myanmar- (国際投資法における環境保護：ミャンマー法への視座)
論文審査委員	主査教授 渡辺 豊 副査教授 田巻 帝子 副査教授 吉田 正之

博士論文の要旨

本論文は、環境保護を目的とした規制措置が外国投資家の保護を目的とする国際投資協定上どのように扱われているかについて検討し、環境保護と外国投資家の保護の間の適切なバランスがいかにより構築されているかを検討することを第一の目的としている。また、環境保護と投資家の保護は主として発展途上国で生じていることから、筆者の出身国であるミャンマーにおける環境保護に関する法制度が、投資家保護のために求められている国際的基準とどの程度整合的であるかを検討することを第二の目的としている。そのために筆者は、投資に関する国際的な紛争解決機関である国際投資仲裁廷における当該問題を扱った事例を分析し、環境問題との関連で遵守すべき基準を同定し、ミャンマーにおける国内法の現状を分析するツールとして活用している。

以上のような問題意識を踏まえ本論文では、投資仲裁廷において環境条約上の義務を二国間投資条約と調和的に解する可能性があること、そしてそのような解釈の可能性は黙示的ながらも二国間投資条約の解釈・適用を通じて認められていることを明らかにした。そしてその際に国内法制度が国際投資協定により与えられている投資家保護の基準と合致した形で整備されていることが一つの重要な要素となることを示した。また、そのような国際的傾向を踏まえるとミャンマーにおける投資法制及び環境保護法制は相互間の関係が明確ではない点が見られ、そのことが投資紛争を引き起こしかねない原因となっていることから、この点における法改正がミャンマーにおいては喫緊の課題であることを明らかにした。

本論文は、全4章から成っており、以下のとおり構成されている。

第1章では、筆者の問題意識が上述のように示され、研究目的及び手法が示されている。

第2章では、具体的な検討として①国際投資法と国際環境法の関係、②国際環境法、特に環境保護に関する「原則」の適用可能性、③環境関連の投資における投資家保護、について投資仲裁廷における事例分析を行っている。

①については、初期の事例は国際投資協定以外の法規範については考慮しない傾向にあったものの、事例分析を通じて徐々に環境保護の観点が考慮されつつあること、そしてそこでは問題意識と同様に「投資家の保護」と「環境保護」との間の適切なバランスを取ることに よって、投資受入国における環境保護政策に不当に介入しない姿勢が見えることが明らかにされた。特に、投資家保護の基準の具体的な事例における適用においてこのような傾向が見られることを明らかにした。②については、国際環境法における「予防原則」が国際投資仲裁に 関する紛争において協定の解釈・適用の実体面及び手続面の双方において、投資仲裁廷の判断に影響を及ぼしていることを明らかにし、環境保護が投資家保護の側面においても考慮されていることを明らかにした。③については、鉱山開発、資源採取といった環境に負荷をもたらす投資において、環境保護と投資家の保護を両立させることが特に問題となり、その意味において国内法制度が国際投資協定により与えられている投資家保護の基準と合致した形で整備されていることが一つの重要な要素となることを示した。

以上の分析を通じて、国際投資法においては国家の環境保護が規制権限の行使において正 当なもののみならず、国際投資法と国際環境法との間の適切なバランスを確保 する必要性、特に国内法制度が国際投資協定により与えられている投資家保護の基準と合致 した形で整備されていることの重要性が示された。

第3章においては、上述の議論を踏まえてミャンマーにおける環境保護と投資家保護の間の バランスをいかに確保すべきかを国際的動向から検討し、提言を試みている。ミャンマー では、投資受入額が増加してきており、投資受入及び投資家の保護に関する国内法の整備が 進められており、二国間投資協定も多く締結されてきている。他方で、環境保護のための立 法も様々な形で進められているが、外国投資に関する法制度との関係は明確ではない。ASE AN 諸国（特にミャンマーと同様に天然資源関連の投資を多く受け入れているインドネシア） との比較において、ミャンマーにおける環境関連の投資家保護には、顕在化していないもの の改善すべき事項が見られる。具体的には、国内法制度が国際投資協定により与えられてい る投資家保護の基準と合致した形で整備されていることが一つの重要な要素となるという観 点からは、発展途上国を中心として国内法の整備が十分ではないことを理由として国際投資 仲裁廷において投資家の保護が十分でない判断される事例が見られることを踏まえ、環境 保護における外国投資保護の基準を明確化し二国間投資協定と同様の規定を定めるための法 制度の整備が望まれることを示した。

以上の考察に基づき終章において、筆者は、環境保護が国際投資法において正当な考慮要因となっていることを事例分析を通じ明らかにし、適切なバランスを取るための具体的な要因を同定した。また、それに基づきミャンマーにおける法改正のあり得べき姿を示し結論づけている。

審査結果の要旨

本論文は、国際投資協定による投資家の保護と、国際環境条約及びそれを実施する国内法制との間の関係について国際・国内の両面から議論したものである。本論文は国際的実行についての具体的な展開を事例分析を通じ明らかにしただけではなく、発展途上国において生じうる紛争に即して、国家がいかにして対処すべきかを検討しようとしたものである。その意味で筆者の出身国であるミャンマーの現状を踏まえた実践的な議論であるとも言える。本論文の独自性は、途上国における問題を視野に収めつつ国際投資協定による投資家の保護と、環境保護のバランスについての議論を丹念に考察した点に見られ、そのような知見を踏まえてミャンマーの現状について議論を行っている点にも独自性が見られる。本論文におけるミャンマーの法制度に関する議論は、単なる法制度の紹介にとどまらず、国際的な投資家保護の水準を確認しつつ、現状の法制度の意義と課題を適切に示し、かつ今後のあり得べき姿を模索しており、ミャンマーにおける法曹としての氏のキャリアを背景にした独自性の高い議論である。

ただし、論文中の議論に欠点がないわけではない。国際投資仲裁廷における事例を駆使して分析を行っている点は評価できるものの、事例が有する含意やその射程についての理論的分析を尽くすことでより説得的な議論となったのではないかとの点は若干悔やまれる。このような欠点はあるつつも、全体として論文で展開された議論の独自性は損なわれるものではない。本論文における独自性及び学術的意義は、最終試験における質疑応答でも同様に確認された。

なお、本論文は、国際投資協定及び環境保護に関する法的な議論である。そのことから、本論文は博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。

以上の審査結果から、本論文審査委員会は、全会一致で、Moe Thuzar Oo氏が申請した本論文が博士論文としての水準に達しており、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。